

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	滋賀県立看護専門学校
設置者名	滋賀県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	35	9	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページへの掲載

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	滋賀県立看護専門学校
設置者名	滋賀県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価会議
役割	学校運営の改善、教育の質の向上を図ることを目的として、学校外部の関係者から意見を求める場として開催。毎年度末、学校が目標として取り組んだ事項である、教育や学校運営に関することの成果報告とそれに対する評価、意見を求め、次年度の取り組みへとつなげている。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
市立長浜病院看護局長	—	実習病院勤務
長浜赤十字病院看護部長	—	同上
長浜市立湖北病院看護局長	—	同上
青祥会セフィロト病院看護部長	—	同上
彦根市立病院看護部長	—	同上
高島市民病院看護部長	—	同上
近江八幡市立総合医療センター看護部長	—	同上
大津赤十字病院看護部長	—	同上
済生会滋賀県病院看護部長	—	同上
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	滋賀県立看護専門学校
設置者名	滋賀県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
担当教員を中心に授業計画を作成。教務会議の承認を経て、授業科目ごとの学習目標、方法、内容、成績評価などを定め、教育計画(シラバス)として公開している。12月に作成し、次年度4月に刊行物として学生に配布している。成績評価の基準についても、教務会議の承認を経て成績評価の基準を定め、「授業科目」および「臨地実習」の評価要領として公開している。	
授業計画書の公表方法	ホームページへの掲載
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
学則、学則細則において、学内の成績評価、履修、卒業要件について規定している。成績評価は、評価要領(臨地実習含む)を定めて行っており、全ての授業科目の評価方法をシラバスにより明示。	
(参考)	
学則 第5章 成績の評価、卒業の認定等	
(成績の評価)	
第24条 授業科目の成績は、授業科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格とする。	
細則(単位認定の基準)	
第16条 学則第10条第1項による単位認定の基準は、出席時間数が授業時間数の3分の2以上であり、かつ、当該授業科目の評価がA・B・Cの学生に限り、単位を認定する。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績は、授業科目ごとに行う試験(終了時試験)、臨地実習における評価基準によって評価される。試験(臨地実習含む。以下同じ。)の評点は、100点満点とし80点以上をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をDの4段階とし、C以上を合格とする。より客観的な評価を行うためにGPAの導入を検討している。 成績評価方法については、学則、学則細則をHPで公開するほか、学生便覧にも掲載し学生に配布している。詳細は入学時オリエンテーションで学生に通知している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページへの掲載
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 「教育目標」 (1) 自らの課題を見出し、省察し、学び続けることができる。 (2) 知識・技術・態度を学修し倫理的判断、科学的根拠に基づく看護が実践できる。 (3) 多様な価値観を受け入れ、対象の思いや希望を重視した看護が実践できる。 (4) その人らしい生活が営めるように、保健医療福祉チームや地域の人々との連携・協働における看護の役割が理解できる。 (5) 自分自身を価値ある人間として受け入れ、心身の健康について自らマネジメントできる。 学則 (卒業の認定) 第26条 第3条および第4条に規定する期間在学し、別表に定める授業科目の単位を修得した学生に対し、運営会議の議を経て、校長が卒業を認定する。 細則 (卒業の基準と認定) 第18条 出席日数が授業日数の3分の2以上であり、かつ、定められた科目を履修し所定の単位を修得した学生に限り、卒業することができる。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページへの掲載

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	滋賀県立看護専門学校
設置者名	滋賀県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療（看護）		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	(新カリキュム) 2930 時間／106 単位	2010 時間 /83 単位	単位時間 /単位	920 時間 /23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		158人	0人	12人	99人	111人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照
学修支援等

(概要) 担任による相談の受付や面談、学外教育活動の紹介などを随時に行い、意欲ある学生の学修を積極的に支援している。また、学生の健康管理、健康相談（メンタル含む）に対応するため健康管理担当職員を配置するとともに進路指導においては進路担当によるタイムリーな指導の実施や、採用情報の掲示などで情報提供にも努めている。
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
57人 (100%)	0人 (0%)	57人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 県内病院			
(就職指導内容) 学生の適性を考慮した進路指導を行っている。全体指導として、1年次3月、2年次12月、3年次適宜実施。 指導内容は、エントリーシート添削、OBからのメッセージ掲示、小論文添削、マナー講座、個人面談等。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格、大学等への編入資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
175人	7人	4.0%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 年度当初、担任教員と学生全員に対して個人面談を実施。また、適宜、修学上の不安事項について相談を受け付けている。進路変更希望者には、本人の希望・適性について面談を行い、家族との面談を実施。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	56,400 円	390,000 円	0 円	*県内に住所を有する者
	169,200 円	390,000 円	0 円	*その他の者
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.shiga.lg.jp/kango/		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 学校運営の改善、教育の質の向上を図るため、毎年度末、学校外部の関係者から意見を求める場として学校関係者評価会議を開催している。学校運営、教育・学習指導、学生生活への支援等複数の項目に関する学生、教員による自己評価や学校が目標として取り組んだ事項の成果について外部関係者に報告するとともに、それに対する評価や意見等を踏まえ、次年度の学校運営の取り組みを行う。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
市立長浜病院看護局長	—	実習病院
長浜赤十字病院看護部長	—	同上
長浜市立湖北病院看護局長	—	同上
青祥会セフィロト病院看護部長	—	同上
彦根市立病院看護部長	—	同上
高島市民病院看護部長	—	同上
近江八幡市立総合医療センター看護部長	—	同上
済生会滋賀県病院看護部長	—	同上
大津赤十字病院看護部長	—	同上
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.shiga.lg.jp/kango/		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.shiga.lg.jp/kango/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H125220300013
学校名（〇〇大学 等）	滋賀県立看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	滋賀県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		41人（25）人	39人（21）人	43人（26）人
内 訳	第Ⅰ区分	12人	－	
	（うち多子世帯）	－	－	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（0人）	－	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	－	－	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				43人（26）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。